

鳥取県町村総合事務組合職務に専念する義務の特例に関する条例

(昭和42年4月1日 条例第25号)

改正 平成29年 3月 日条例第 5号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し規定することを目的とする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ管理者又は、その委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) もっぱら職員団体の業務に従事する場合
- (4) 前3号に規定する場合を除くほか、管理者が定める場合

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年 条例第5号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。